

令和6年度

素材第1回

入札のご案内

実施年月日 令和6年 5月27日 (月)

入札開始時間 13時20分

締切時間 13時30分 即時開札

場 所 埼玉森林管理事務所 会議室

- 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。

埼玉森林管理事務所

〒368-0005 埼玉県秩父市大野原 491-1

TEL 0494-23-1260

FAX 0494-23-1262

公 売 公 告

令和 6 年 5 月 10 日

分任契約担当官

埼玉森林管理事務所長 安嶋博志

下記のとおり素材の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和6年 5月27日（月）

入札開始 13時20分

締 切 13時30分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

埼玉森林管理事務所 会議室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒368-0005

埼玉県秩父市大野原491-1 埼玉森林管理事務所

(2) 到着期限 令和6年5月24日（金） 16時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

なお、入札書の日付は5月27日とすること。ただし、開札の結果、不落となった場合には、直ちに再度入札を行うので、郵便入札する場合には、再度の入札に参加できないことに留意すること。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「**素材公売入札書在中**」と**朱書し、書留または配達証明**でお送り下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和6年5月31日(金)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。(年利1.10%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

(2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 延納期限は、6ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を埼玉森林管理事務所へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を埼玉森林管理事務所長に提出して下さい。

1 4 搬出期間

搬出期間は次のとおりとします。

30日間

1 5 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書（案）

ア 販売物件明細書：埼玉森林管理事務所又は埼玉森林管理事務所ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：埼玉森林管理事務所で閲覧して下さい。

埼玉森林管理事務所のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/saitama/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、埼玉森林管理事務所 業務グループ（資源活用担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1 6 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から

合法的に伐採されたものである」ことを証明します。

(3) 発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

(5) 素材の搬出について、入札にあたり運搬する車両が運搬区間を走行できるか確認のうえ、入札してください。また、当所ではトラック積込みの受託事業は実施しておりません。御買上者で積込み作業は行ってください。

(6) 素材の熟覧、引き取り及び搬出について、林道管理上ゲートを施錠いたしますので買受物件の熟覧、引き取りの際には前もって埼玉森林管理事務所までご連絡ください。また、物件の引き取り作業は、労働安全に努めていただくとともに植積付近の立木等を傷つけないようお願いいたします。

(7) 納入告知書は、財務省会計センターで一括発行し、御買上者本人に直接送付されます。納入告知書がお手元に届くまで相当の日数を要する場合があります。材の引き取りを急ぐ場合には早めに契約を締結して下さい。

(8) 入札結果は、以下の期日までに当所ホームページで公表する予定です。

令和6年5月29日（水）

なお、入札参加者に対しては、入札執行後に結果を通知いたします。

17 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

埼玉森林管理事務所

電話番号 0494-23-1260 FAX 番号0494-23-1262

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 (例)

代理人氏名 ○○ ○○

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日
令和 6 年 5 月 27 日
- 2 件名
令和 6 年度 第 1 回素材公売
- 3 入札に関する一切の件

令和 6 年 5 月 27 日
【↑入札日を記載】

住 所 ○○県○○市○○番地

商号又は名称 株式会社○○
代 表 者 氏 名 代表取締役 ○○ ○○

分任契約担当官
関東森林管理局
埼玉森林管理事務所長 ○○ ○○ 殿

注意： **代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。**

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、委任状（別紙 1 - 2）は署等ごとに提出する必要があります。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日
令和 年 月 日
- 2 件名
令和 年度 第 回素材公売
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
関東森林管理局
埼玉森林管理事務所長 殿

注意： **代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。**
なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。
ただし、その場合、委任状（別紙 1 - 2）は署等ごとに提出する必要があります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 委任期間

令和 6 年 5 月 27 日から令和 〇 年 〇 月 〇 日まで

令和 6 年 5 月 27 日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇番地

商号又は名称 株式会社〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇

分任契約担当官
関東森林管理局
埼玉森林管理事務所長 〇〇 〇〇 殿

委 任 状

私は、都合により_____を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
関東森林管理局
埼玉森林管理事務所長

殿

入 札 書

第 番札

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 6 年 5 月 27 日

分任契約担当官
関東森林管理局
埼玉森林管理事務所長 殿

(入札者)
住 所

商号又
代表者 氏名

(代理人)
氏 名

↑切り取って入札してください。必要部数をコピーしてください。

別紙2 (記載例)

入 札 書

第 番札

入札番号 第 ○ 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	5	6	7

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 6 年 5 月 27 日

【↑入札日を記載】

分任契約担当官
関東森林管理局
埼玉森林管理事務所長 殿

(入札者)
住 所 ○○県○○市○○番地

商号又は名称 株式会社○○
代表者 氏名 代表取締役 ○○ ○○

(代理人) 【委任状提出の場合は代理人の氏名】
氏 名 ○○ ○○

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

また、貴所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することを同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

公売物件一覧表
 令和6年度 第1回
 令和6年5月27日(月)入札

埼玉森林管理事務所

入札 番号	評定番号	物件所在地	生産地	樹種	林齢	長級 (m)	径級 (cm)	本数	材積 (m ³)	極番号	備考
1	06-05-001	日野山元	中川	低質材N	65	2.00	—	—	5.985	5-y001	
	06-05-002	日野山元	中川	低質材N	72	4.00	8~52	55	12.154	5-y002	
	06-05-003	日野山元	中川	低質材N	72	3.00	8~40	51	5.423	5-y003	
	06-05-004	日野山元	中川	低質材N	65	2.00	—	—	12.227	5-y004	
	06-05-005	日野山元	中川	低質材N	74	4.00	7~44	77	7.800	5-y005	
	06-05-006	日野山元	中川	低質材N	74	3.00	7~46	55	7.815	5-y006	
	06-05-007	日野山元	中川	低質材N	74	2.00	7~46	176	21.295	5-y007	
2	06-05-008	日野山元	中川	低質材N	52	4.00	7~34	9	1.328	5-y008	
	06-05-009	日野山元	中川	低質材N	52	3.00	7~32	15	1.890	5-y009	
	06-05-010	日野山元	中川	低質材N	52	2.00	—	—	5.078	5-y010	
3	06-05-011	日野山元	中川	低質材L	53	4.00	6~30	44	3.506	5-y011	
	06-05-012	日野山元	中川	低質材L	53	3.00	6~24	12	0.671	5-y012	
	06-05-023	日野山元	中川	低質材L	53	3.00	6~32	37	3.988	5-y023	
	06-05-024	日野山元	中川	低質材L	53	2.00	8~30	15	1.189	5-y024	
	06-05-025	日野山元	中川	低質材L	53	2.00	8~26	13	0.760	5-y025	
	06-05-034	日野山元	中川	低質材L	53	2.00	7~18	14	0.393	5-y034	
4	06-05-014	日野山元	中川	低質材N	65	4.00	7~44	160	17.650	5-y014	
	06-05-015	日野山元	中川	低質材N	65	3.00	7~50	105	14.786	5-y015	
	06-05-016	日野山元	中川	低質材N	65	2.00	—	—	22.043	5-y016	
5	06-05-017	日野山元	中川	低質材N	52	4.00	7~38	46	7.914	5-y017	
	06-05-018	日野山元	中川	低質材N	52	3.00	8~44	35	7.337	5-y018	
	06-05-019	日野山元	中川	低質材N	71	2.00	—	—	22.003	5-y019	
	06-05-020	日野山元	中川	低質材N	53	4.00	9~44	12	2.672	5-y020	
	06-05-021	日野山元	中川	低質材N	53	3.00	8~34	11	1.405	5-y021	
	06-05-022	日野山元	中川	低質材N	65	2.00	—	—	1.990	5-y022	
6	06-05-026	日野山元	中川	低質材N	52	3.00	8~40	159	18.164	5-y026	
	06-05-027	日野山元	中川	低質材N	52	4.00	7~38	194	24.162	5-y027	
7	06-05-013	日野山元	中川	低質材N	52	2.00	—	—	2.979	5-y013	
	06-05-028	日野山元	中川	低質材N	52	2.00	—	—	4.387	5-y028	
	06-05-029	日野山元	中川	低質材N	52	2.00	—	—	6.905	5-y029	
	06-05-030	日野山元	中川	低質材N	52	2.00	—	—	7.366	5-y030	
	06-05-031	日野山元	中川	低質材N	52	2.00	—	—	6.215	5-y031	
	06-05-032	日野山元	中川	低質材N	52	2.00	—	—	8.056	5-y032	
	06-05-033	日野山元	中川	低質材N	52	2.00	—	—	6.255	5-y033	
計									273.791		

公売年度	公売回数	入札番号
06	1	1

入札 枚数	3番札		2番札		1番札	
	氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額
初						
再						

物件所在地	日野山元
-------	------

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

番号	樹種	材区分	長級	径級	本数	品等	林齢	材積
1	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	65	5.985
2	低質材N	低質材	4.00	8~52	—	原N	72	12.154
3	低質材N	低質材	3.00	8~40	—	原N	72	5.423
4	低質材N	低質材	2.00	7~44	—	原N	65	12.227
5	低質材N	低質材	4.00	7~46	—	原N	74	7.800
6	低質材N	低質材	3.00	7~46	—	原N	74	7.815
7	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	74	21.295
計								72.699



公売年度	公売回数	入札番号
06	1	2

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額
初							
再							

物件所在地	日野山元
-------	------

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

番号	樹種	材区分	長級	径級	本数	品等	林齢	材積
8	低質材N	低質材	4.00	7~34	—	原N	52	1.328
9	低質材N	低質材	3.00	7~32	—	原N	52	1.890
10	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	52	5.078
計								8.296



公売年度	公売回数	入札番号
06	1	3

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額
初							
再							

物件所在地	日野山元
-------	------

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

番号	樹種	材区分	長級	径級	本数	品等	林齢	材積
11	低質材L	低質材	4.00	6~30	44	原L	53	3.506
12	低質材L	低質材	3.00	6~24	12	原L	53	0.671
23	低質材L	低質材	4.00	6~32	37	原L	53	3.988
24	低質材L	低質材	3.00	8~30	15	原L	53	1.189
25	低質材L	低質材	2.00	8~26	13	原L	53	0.760
34	低質材L	低質材	2.00	7~18	14	原L	53	0.393
計					135			10.507



公売年度	公売回数	入札番号
06	1	4

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額
初							
再							

物件所在地	日野山元
-------	------

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

番号	樹種	材区分	長級	径級	本数	品等	林齢	材積
14	低質材N	低質材	4.00	7~44	—	原N	65	17.650
15	低質材N	低質材	3.00	7~50	—	原N	65	14.786
16	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	65	22.043
計								54.479



公売年度	公売回数	入札番号
06	1	5

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額
初							
再							

物件所在地	日野山元
-------	------

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

番号	樹種	材区分	長級	径級	本数	品等	林齢	材積
17	低質材N	低質材	4.00	7~38	—	原N	52	7.914
18	低質材N	低質材	3.00	8~44	—	原N	52	7.337
19	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	71	22.003
20	低質材N	低質材	4.00	9~44	—	原N	53	2.672
21	低質材N	低質材	3.00	8~34	—	原N	53	1.405
22	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	65	1.990
計								43.321



公売年度	公売回数	入札番号
06	1	6

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額
初							
再							

物件所在地	日野山元
-------	------

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

番号	樹種	材区分	長級	径級	本数	品等	林齢	材積
26	低質材N	低質材	3.00	8~40	159	原N	52	18.164
27	低質材N	低質材	4.00	7~38	194	原N	52	24.162
計					353			42.326



公売年度	公売回数	入札番号
06	1	7

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額
初							
再							

物件所在地	日野山元
-------	------

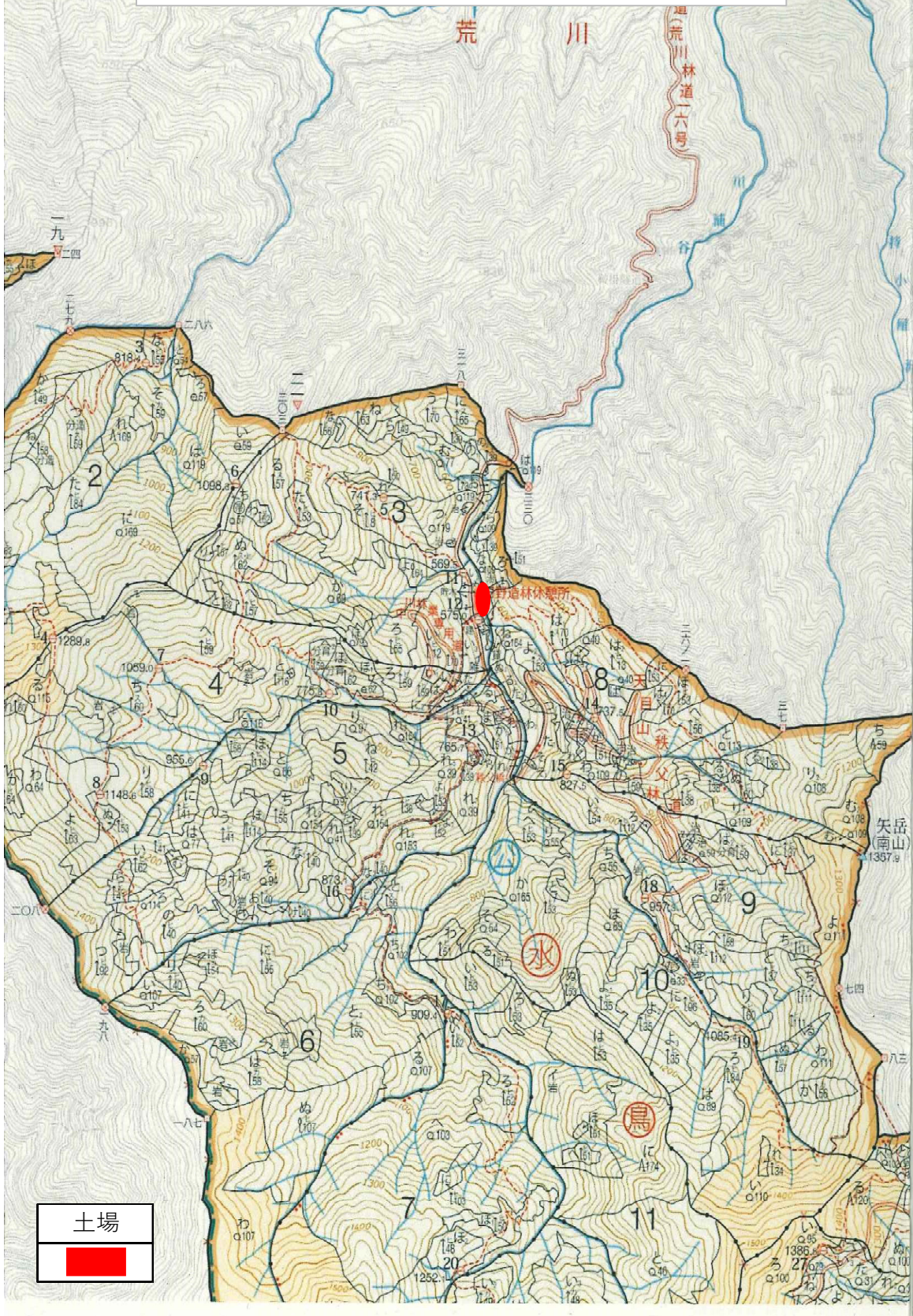
(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

番号	樹種	材区分	長級	径級	本数	品等	林齢	材積
13	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	52	2.979
28	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	52	4.387
29	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	52	6.905
30	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	52	7.366
31	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	52	6.215
32	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	52	8.056
33	低質材N	低質材	2.00	—	—	原N	52	6.255
計								42.163

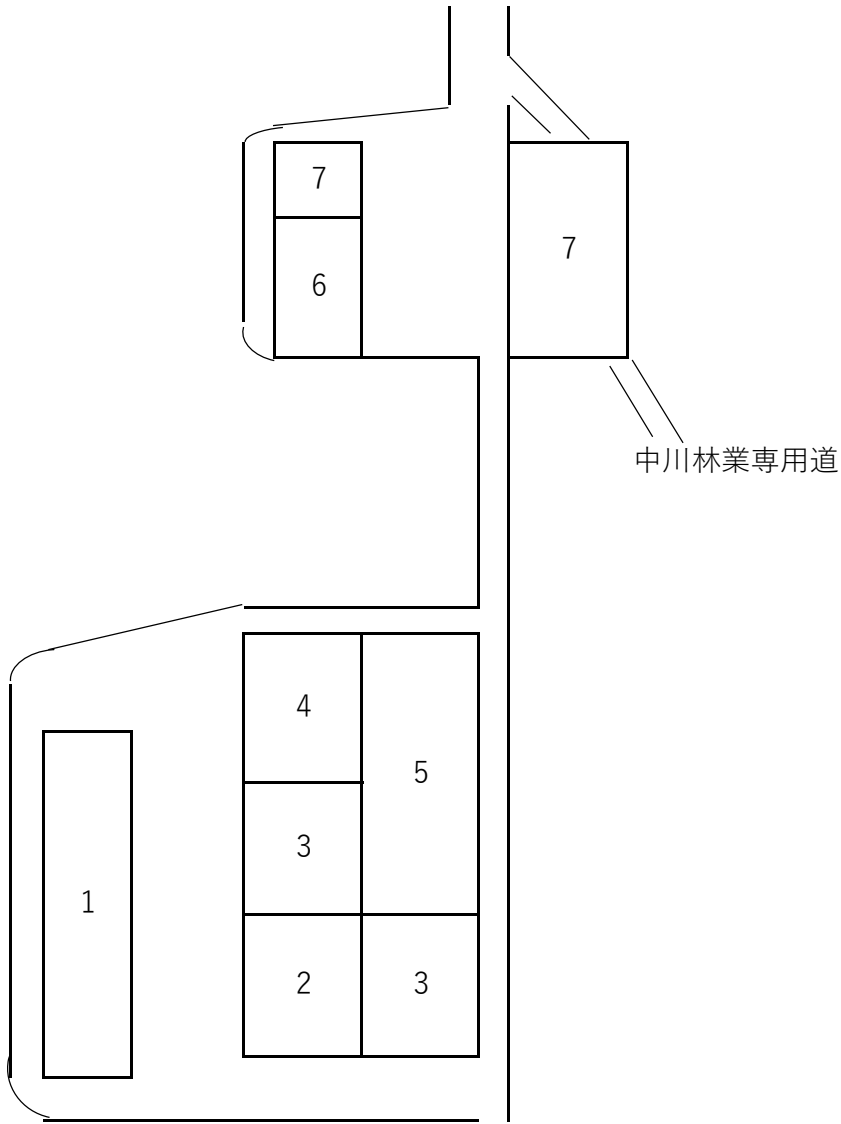


日野山元土場位置図

所在地：埼玉県秩父市荒川日野字中川国有林



秩父林道終点方向



秩父林道起点方向